徳島県規則第66号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第１条中「災害救助法施行令第１条第１項第３号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令」を「災害救助法施行令第１条第１項第３号の防災庁令で定める特別の事情等を定める防災庁令」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。